

伊方町公告第 95 号

伊方町地域計画を策定するので、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第6項の規定により公告し、当該地域計画案を次により縦覧に供する。

該当する利害関係人は、令和7年10月15日までに、町に対して当該地域計画案について、意見書を提出することができる。

令和7年9月30日

伊方町長 高 門 清 彦

1 伊方町地域計画案の縦覧期間

自 令和7年9月30日
至 令和7年10月15日

2 伊方町地域計画案の縦覧場所

伊方町役場 農林水産課 愛媛県西宇和郡伊方町湊浦1993番地1
伊方町役場 瀬戸支所
伊方町役場 三崎支所

3 意見書の提出方法等

意見書は日本語に限り、郵送及びメールによる提出とする。意見書には、個人の場合にあつては住所及び氏名を、法人の場合にあつては法人名、代表者名及び事務所の所在地を記載すること。なお、伊方町地域計画案以外に対しては意見書を提出できない。

4 意見書の処理等

意見書については、伊方町地域計画を公告する際に意見の要旨及びその処理結果を併せて公告し、個別の回答は行わない。なお、意見書の内容を公表する場合があるが、特定の個人が識別しうる個人情報、財産権等を害する恐れがある等の場合は、公表の際に当該箇所を伏せる場合がある。

以下余白